

## みかも山公園 Park-PFI 事業の概要

### 経緯及び目的

栃木県（以下、「本県」という。）は、県営都市公園について、最も新しい公園でも開園から 20 年が経過し、新鮮味が薄れつつあることに加え多様化する県民ニーズの対応が課題となっている状況を受け、令和 3（2021）年 11 月に、公園の魅力向上に係る事業参入の可能性やそのアイデアについて把握するためのサウンディング調査を実施した。その結果を受け、先行的に事業化を進める公園として、みかも山公園（以下、「本公園」という。）及びとちぎわんぱく公園を選定するとともに、日光田母沢御用邸記念公園を除く 8 公園について、令和 4（2022）年 7 月に、栃木県営都市公園における民間活力導入に係る基本構想（以下、「基本構想」という。）を策定した。

基本構想における本公園の課題は、「トレッキングや散策を楽しむ来園者の利便性や満足度向上」であり、この課題に対応するためには、三轟山の環境に調和した飲食、休憩、情報発信等の施設・サービスが必要という結論となった。このため、本公園の「目指す公園像」及び「求める機能」を以下のとおり位置づけた。

公園コンセプト	「遊びの空間」「花と緑に親しむ空間」
目指す公園像	三轟山の四季折々の木々や草花をトレッキングや散策を通じて楽しめる公園
求める機能	休養場所となる飲食機能、情報発信機能

本事業では、この基本構想を踏まえ、本公園が本来持ち合わせているポテンシャルを活かしつつ、公園内に新たな賑わいの空間を創出することを目的としており、さらには周辺施設（とちぎ花センター、道の駅みかも、新青少年教育施設等）と連携することにより、利用者の利便性や、地域・観光の活性化に寄与することを目指している。このため、本事業の実施には、民間活力を導入することのできる都市公園法第 5 条の 2 に基づく公募設置管理制度（以下、「Park-PFI」という。）を活用するものとする。

### 事業区域

別紙 2 及び別紙 3 に示す事業区域（下記赤色区域（西口、東口、南口））で公募対象公園施設、特定公園施設、利便増進施設を整備する。



### 費用負担及び役割分担

費用負担及び役割分担等については、下記のとおりとする。※民：認定計画提出者、県：本県

施設	施設整備	所有	管理運営	解体撤去	費用負担		備考
					整備	管理運営	
公募対象公園施設	民	民	民	民	民	民	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定計画提出者が、設置管理許可を受けて整備、管理運営</li> <li>事業終了後の解体撤去を含め、完全独立採算により実施</li> <li>収益の一部を特定公園施設の整備費等に充当</li> </ul>
特定公園施設	民	県	民	—	県/民	民	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定公園施設整備・譲渡契約により、認定計画提出者が整備したものを本県へ譲渡</li> <li>工事中は都市公園設置許可あるいは占用許可を受ける（両許可に係る使用料は免除）</li> <li>認定計画提出者が管理許可を受けて管理運営を実施（管理許可に係る使用料は免除）</li> </ul>
利便増進施設(任意)	民	民	民	民	民	民	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定計画提出者が都市公園占用許可を受けて設置、管理運営</li> <li>事業終了後の解体撤去を含め、完全独立採算により実施</li> </ul>

### 事業方針・求める機能

#### ● 事業方針

事業区域内において Park-PFI を活用し、公募対象公園施設としてレストラン、カフェ等の飲食施設を設置、管理運営するとともに、公募対象公園施設の周辺に整備することで利用者の利便性の一層の向上が期待される特定公園施設として、四季の植物、トレッキングルートなど公園の楽しみ方を情報発信する機能を有する施設の整備、譲渡、管理運営を行う。

#### ● 求める機能

公募対象公園施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>休養場所となる飲食機能：三轟山の環境と調和したレストラン・カフェやキッチンカー</li> <li>本県が想定する整備内容の詳細は【別紙 4】を参照すること。</li> </ul>
特定公園施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>山野草など四季の植物の情報、トレッキングルートなど公園の楽しみ方を発信する機能として、サービスコーナー等の情報発信施設（以下、「サービスコーナー等」という。）を、特定公園施設として整備すること。</li> <li>サービスコーナー等に加えて、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められる公園施設も、特定公園施設として提案し整備することが可能（以下、「提案特定公園施設」という。）</li> </ul>
利便増進施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定計画提出者は、利便増進施設として自転車駐輪場を任意で設置できる。</li> <li>地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔は不可とする。</li> </ul>

### スケジュール

本サウンディング及び本事業の公募・実施スケジュールは次のとおり予定している。

サウンディング調査スケジュール		公募・実施スケジュール	
実施要領等の公表	令和 5 年 5 月 12 日（金）	公募設置等指針の公表	令和 5 年 9 月 5 日（火）
事業説明会・現地説明会の実施	令和 5 年 6 月 1 日（木）	参加登録	令和 5 年 11 月頃
サウンディング参加申込及び調査票の提出期限	令和 5 年 6 月 16 日（金）	公募設置等計画等の関係書類の受付	令和 5 年 12 月頃
対話日程の通知	令和 5 年 6 月 27 日（火）頃	設置等予定者の選定	令和 6 年 2 月頃
対話の実施	令和 5 年 7 月 10 日（月）～7 月 12 日（水）	基本協定の締結・公募設置等計画の認定	令和 6 年 3 月頃
実施結果概要の公表	令和 5 年 7 月中旬頃	供用開始	令和 7 年 2 月頃
		事業終了	令和 26 年 3 月頃